

加 盟・脱 会 規 定

- 第1条** この規定は、豊田市バスケットボール協会（以下『協会』）の会則 第5条 第6項に基づき、一般クラブ連盟（以下「一般」）の規約 第10条に基づき、本規定のチーム加盟、並びに選手加盟及び、脱会の手続きについて定める。
- 第2条** 「一般」への加盟は、JBAへ選手（ID取得）とチーム（競技者）の登録をしなければならない。所定のチーム加盟、及び選手（個人）加盟様式に基づき、必要事項を申請手続きする。
「一般」への加盟資格は、次の条件とし、例外は認めない。
(1) 満16歳以上で豊田市内に在住者・在勤者・在学者に限る。
(2) 18歳未満の選手については、保護者の承諾書を必要とする。
(3) チーム加盟は男子・女子別々とし、男女混合チームは不可とする。
(4) 次に記載する者は、納税や怪我等による責任有無により大会参加を認めないものとする。
1. 職業人選手（Bリーグ・Wリーグ）に選手登録されている者。
2. 大学生連盟・高校体育連盟に選手登録されている者。
3. 外国籍で3ヶ月以上、市内へ在住・在勤・在学していない者。
- 第3条** 「一般」は、選手（個人）及び、チーム加盟の資格について審査を行い、資格に不備がない場合は加盟を承認し、試合出場を容認するものとする。
- 第4条** 加盟が承認された選手（個人）は、JBAが発行する登録証をその年度の4月から翌年3月末までの1年間保管し、「一般」事業等の参加時には携帯する。
試合出場時において、選手（個人）はJBA登録証の提示を義務付ける。
- 第5条** チーム及び、個人が加盟を継続する場合は、年度始めに加盟手続きしなければならない。
加盟の手続きが行われない場合は、脱会したものとみなし、加盟を抹消するものとする。
- 第6条** チーム名称の変更は原則として、新規加盟と同じにみなす。但し、チーム名変更前の構成メンバーが2/3以上、チーム名の変更後も在籍した場合は、継続の加盟と同じ扱いとする。
- 第7条** チーム名称を変更しない場合でも、チームを構成するメンバーの1/2以上が新しいメンバーと入れ替わる場合は、原則として新規加盟とみなす。
- 第8条** チームの加盟費用については、会計規定 第2条 第1項及び第2項に定める。
- 第9条** 加盟したチームは、『協会』の主催する審判講習会（年2回）に参加する事を義務付ける。
正当な理由がなく、参加しないチームは原則として、脱会とみなす。
加盟チームは、JBA公認（E級以上）の審判資格を保有する者が審同審判員として、指定する試合の審判をすることを義務付ける。この義務違反については、大会運営規定に準ずる。
- 第10条** 選手（個人）は、TBBBA-M（男子）、又はW（女子）のチームに加盟する事を義務付ける。
選手（個人）の2重加盟、未加盟の者や加盟チーム以外での試合出場は禁止とする。
選手（個人）についての違反は、一般 規約第11条に基づき、罰則処分を科すものとする。
選手（個人）のチーム間移籍は、年度内に1回のみとする。
- 第11条** 新規の加盟については、所定の登録申請様式に基づき、必要事項を記入の上、各大会参加前の申込み時に「一般」へ提出し、承認された場合は加盟を容認される。
- 第12条** 選手（個人）は、市内とは異なった地域への在勤・在住となった場合は、その旨を停滞なく「一般」へ連絡し、脱会しなければならない。「一般」は、連絡を受けたら停滞なくその旨を記載し、脱会の手続きをしなければならない。
- 第13条** 「一般」を脱会した選手（個人）のJBA登録証は、脱会選手が保管して返却はしない。
- 第14条** この登録・脱会規定は、1982年（昭和57年）4月22日より施行する。
【改定】 1993年（平成5年）4月24日（第1回）
2001年（平成13年）4月21日（第2回）
2009年（平成21年）4月19日（第3回）
2010年（平成22年）4月18日（第4回）
2014年（平成26年）4月5日（第5回）
2019年（平成31年）4月13日（第6回）
2020年（令和2年）4月1日（第7回）

【一般クラブ連盟】 会 計 規 定

- 第1条** この規定は、豊田市バスケットボール協会の会則 第17条に基づき、一般クラブ連盟の会計、会費並びに経費について定める。
- 第2条** 「一般」の事業参加費等は、次に定める通りとする。

1 登録費

- ① JBAへの選手登録費納金のため、一般の個人登録費は徴収しない。
② チームの加盟登録費は徴収しない。

1 大会費

注) 大会参加チーム数により、大会参加費の増減の場合あり。

事業参加費	新規加盟チーム（初年度登録）	継続加盟チーム（2年目以降）
市民総合体育大会	15,000円	
市民選手権リーグ	25,000円	
審判講習会	大会費に含む	
チーム合計	40,000円	

※プレミアリーグの参加チームは、市民選手権リーグと参加費は同額。
※大会参加費を指定期日に納金をしない場合は大会参加を認めない。

3 特別会費

上記以外に、特別な費目の会費が必要となった場合は、理事会並びに役員会の議決により徴収する事が出来る。

4 その他

豊田市、豊田市スポーツ協会等から協会に対して支給される事業委託費、又は補助金等は会費として定める。

第3条 「一般」の経費は、次に定める範囲内で取り扱うものとする。

- 「一般」開催の事業費用。
- 『協会』会則 第10条、「一般」規約 第4条に定める機関の会議開催に関する必要費用。
- 『協会』が事業を行なう為の「一般」が必要な経費・出張費用。
- 関係協会の行なう事業への選手派遣費用の一部及び、事業参加費。
- 『協会』会則 第18条に定める慶弔に関する必要費用。
- 『協会』会則 第21条、「一般」規約 第8条に定める緊急時対応に関する必要費用。

第4条 前条に基づく支出される額の基準は、理事会並びに役員会の議決により決定する。

第5条 会費の収支については、総会（年度末）において、会計報告を行ない、代表者の承認を得るものとする。

第6条 この会計規定は、1982年（昭和57年）4月22日より施行する。

【改定】 1994年（平成6年）4月23日	（第1回）
2003年（平成15年）4月20日	（第2回）
2009年（平成21年）4月19日	（第3回）
2010年（平成22年）4月18日	（第4回）
2011年（平成23年）3月25日	（第5回）
2014年（平成26年）4月5日	（第6回）
2019年（平成31年）4月13日	（第7回）
2020年（令和2年）4月1日	（第8回）